

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 様式集に関する質問 回答

| No. | タイトル | 当該箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----------------------|------|----|---|-------|---|----|---|---------------------------------|---|--|
| | | 頁 | 第 | ● | (○) | ○ | カナ | 英 | | | |
| 1 | 事業提案書の書式サイズ、枚数制限について | 1 | 第Ⅱ | | | | | | 提出書類一覧 | 基礎審査に関する事業提案書、性能審査に関する事業提案書について、A4×2枚をA3×1枚として使用することは可能でしょうか。 | 可能とします。 |
| 2 | 提出部数等 | 5 | 第Ⅲ | 1 | | | | | 提出部数等 | 「提案概要書、提案書、施設整備計画図面集、施設整備計画計算書、要求水準書チェックリスト及びそれらの電子データすべてを事業提案書とする。」とあります。入札価格算定書類のDVD-Rとは別のDVD-Rを用意し、正本に同封し提出すればよろしいでしょうか。 | DVDは入札価格算定書類のみとします。様式集(修正版)をご確認ください。 |
| 3 | 提出部数等 | 5 | 第Ⅲ | 1 | | | | | 提出部数等 | 提案書、施設整備計画図面集、施設整備計画計算書の製本は、一冊にまとめるか、分冊とすればよいか、ご提示願います。(正本・副本両方について、ご提示願います) | 正本・副本両方について、分冊とすることは可とします。 |
| 4 | 提出部数等 | 5 | 第Ⅲ | 1 | | | | | 提出部数等 | 提案概要書は、提案書類提出届等(正本のみ1部作成)に含まれていますが、副本には不要との理解でよろしいでしょうか。また、その場合でも基礎審査および総合審査には参照されるものと理解すればよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。概要版そのものは審査対象ではありません。 |
| 5 | 電子データ納品の対象資料について | 5 | Ⅲ | 1 | | | | | 提出部数等 | 「以下の提出書類について、指定の部数を提出すること。なお、提案概要書、提案書、施設整備計画図面集、施設整備計画計算書、要求水準書チェックリスト及びそれらの電子データすべてを事業提案書とする。」とあります。一方、5頁(2)事業提案書類には、上から表の5行目に「入札価格算定書類」は、「様式Ⅰ-3～様式Ⅰ-16」と定義されており、表の11行目から電子データは「入札価格算定書類」のみであると読み取れます。同様に、8頁(9)入札価格算定書類(電子データ)の提出には「入札価格算定書類については電子データをDVD-Rに保存し提出すること。」とあり、これも電子データは「入札価格算定書類」のみであると読み取れます。電子データの定義についてご教示をお願いします。 | 電子データの対象は、「入札価格算定書(様式Ⅰ-3から様式Ⅰ-16)」のみです。該当様式に関するエクセルの電子ファイルをDVD-Rに保存してご提出ください。様式集(修正版)をご確認ください。 |
| 6 | 副本化の方法について | 5 | Ⅲ | 1 | 2 | | | | 事業提案書類 | 「副本(添付資料等を含む)については、市から送付された資格確認結果通知書に記載された応募者番号を所定の欄に記入し、社名やロゴマーク等応募者(企業名)を特定できる表記はしないこと。」とあります。「特定できる表記はしないこと」とは、当該箇所を黒く塗りつぶす(墨消し)ことによろしいか、ご教示ください。 | ご理解のとおりです。社名やロゴマーク及び社名が特定できる番号等の情報等は、特定されないよう処理してください。 |
| 7 | 副本化の方法について | 5 | Ⅲ | 1 | 2 | | | | 事業提案書類 | 「副本(添付資料等を含む)については、市から送付された資格確認結果通知書に記載された応募者番号を所定の欄に記入し、社名やロゴマーク等応募者(企業名)を特定できる表記はしないこと。」とあります。特許番号など詳しく調べることで社名が分かる情報についても黒く塗りつぶす(墨消し)必要があるのか、ご教示ください。 | ご理解のとおりです。社名やロゴマーク及び社名が特定できる番号等の情報等は、特定されないよう処理してください。 |
| 8 | 提案書作成要領 | 5 | 第Ⅲ | 1 | (2) | | | | 事業提案書類 | 副本について、社名やロゴマーク等の表記不可は応募者(構成員、協力会社)が対象であり、応募者でない企業は対象外との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 9 | 使用言語について | 6 | Ⅲ | 2 | 1 | | | | 共通事項 | 「各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位はSI単位とする。」とあります。技術用語等では英語表記が必要な単語がありますが、その場合は日本語以外の言語を使用してもよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 10 | 文字サイズについて | 6 | Ⅲ | 2 | 1 | | | | 共通事項 | 「様式集に記載する文字サイズは10ポイント以上とすること。」とあります。これの対象は第Ⅱ章提出書類一覧の様式フォーマットが「指定」されている様式が対象で「任意」は対象外でよろしいでしょうか。 | 任意様式の文字サイズは任意としますが、読みやすいサイズとしてください。 |
| 11 | 文字サイズについて | 6 | Ⅲ | 2 | 1 | | | | 共通事項 | 「様式集に記載する文字サイズは10ポイント以上とすること。」とあります。様式ⅢおよびⅣなどは本文中に図表を記載する可能性がありますが、図表で使う文字サイズは対象外(10ポイント未満も使用可)でよろしいでしょうか。様式集の7頁(5)には「ウ 提案書については、図表及び絵・写真等を追加してよい。また、着色は自由とする。」とありますが、文字サイズの規定はございませんでした。 | 図表に使用する文字サイズは任意としますが、読みやすいサイズとしてください。 |
| 12 | 様式集1【記載要領】 | 6 | 第Ⅲ | 2 | 1 | | | オ | 共通事項 | 様式Ⅱ-3提案概要書や様式Ⅲ～Ⅳの事業提案書に図表を追加する場合は、文字サイズを10ポイント以下でも認めていただけますでしょうか。 | 質問No.11の回答を参照ください。 |
| 13 | 製本の素材について | 6 | 第Ⅲ | 2 | 1 | | | エ | 共通事項 | 「製本にあたっては、再利用に不向きな素材としないこと」とありますが、具体的に使用を禁止する素材はありますか。 | 特に指定はありません。 |
| 14 | 提案書作成要領 | 6 | 第Ⅲ | 2 | (1) | | | オ | 共通事項 | 文字サイズは10ポイント以上との指定があります。あくまで記入する文章に使用する文字サイズであり、事業提案書に挿入する図表については対象外との理解でよろしいでしょうか。 | 質問No.11の回答を参照ください。 |
| 15 | 提案書作成要領 | 6 | 第Ⅲ | 2 | (1) | | | オ | 共通事項 | フォントについてはご指定がなく、応募者の自由との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 16 | 様式集1【記載要領】 | 7 | 第Ⅲ | 2 | 5 | | | ア | 提案書 | 副本を提出する際の箱等に記載すべき事項がありましたらご教示願います。(案件名や代表者名など) | 事業者にご通知された応募者番号を記載ください。 |
| 17 | 事業提案書の分冊について | 7 | 第Ⅲ | 2 | 5,6,7 | | | | 提案書 施設整備計画 図面集 施設整備計画 計算書 | 提案書、施設整備計画図面集、施設整備計画計算書について、製本する際の分冊数、分割箇所については事業者側で適宜決定することによろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 様式集に関する質問 回答

| No. | タイトル | 当該箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----------------------------|------|----|---------|-----|---|----|------|--------------------|--|--|
| | | 頁 | 第 | ● | (○) | ○ | カナ | 英 | | | |
| 18 | 事業提案書の添付資料について | 7 | Ⅲ | 2 | 5 | | | ア | 提案書 | 様式Ⅲ・Ⅳの添付資料の添付の方法について以下のいずれかの方法か、または別の方法があるのか、ご指示をお願いします。 ①添付資料は様式と同冊とし、様式と添付資料はまとめる(様式+添付資料の繰り返し) ②添付資料は様式と同冊とし、様式と添付資料は分ける(様式一式の後に添付資料一式を付ける) ③添付資料は様式と別冊とする | 様式と添付資料は、ご質問内容の①となるようにまとめて提出ください。様式集は、正本・副本とも、分冊は、任意としますが、頁数に応じて取り扱いやすいサイズとしてください。 |
| 19 | 事業提案書の添付資料について | 7 | Ⅲ | 2 | 5 | | | ア | 提案書 | 正本(袋とじ製本)において添付資料の枚数が多くなり、1冊の袋とじ製本が適さない場合、正本を分冊化することは可能でしょうか。 副本(チューブファイル)も同様に分冊化することは可能でしょうか。 | ご理解のとおりです。製本の袋とじを分冊する場合は、割印を押印することとします。 |
| 20 | 提案書作成要領 | 7 | 第Ⅲ | 2 | (5) | | | | 提案書 | 「基礎審査に関する提案書」及び「性能審査に関する事業提案書」の印刷について、片面または両面印刷の判断は応募者の自由という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 21 | 提案書作成要領 | 7 | 第Ⅲ | 2 | (5) | | | ア(イ) | 提案書 | 「各分冊の各ページの下中央に通し番号をふり、…」とあります。ページについて、様式ごとの連番とさせていただきますでしょうか。添付資料が数千ページに及ぶ場合、ページ数の多少の変更により通し番号が変わるため確認させていただきます。 | 様式ごとの連番でも可とします。 |
| 22 | 提案書作成要領 | 7 | 第Ⅲ | 2 | (5) | | | イ | 提案書 | 「提出部数については、上記1(2)に定める部数を提出すること。なお、副本(添付資料等を含む。)については社名やロゴマーク等応募者(企業名)を特定できる表記はしないこと。」とあります。特許番号など詳しく調べることで社名が分かる情報についても表記しないようにすることとよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 23 | 様式集1【記載要領】 | 8 | 第Ⅲ | | 8 | | | | 袋とじ製本の割印 | 割印は代表企業の実印を押印することの記載がありますが、市への入札参加申請にて使用印鑑を届けている場合は、その契約印でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 24 | 提案書作成要領 | 8 | 第Ⅲ | 2 | (9) | | | | 入札価格算定書類(電子データ)の提出 | 提出する電子データのパスワード設定は、任意のパスワードでよいとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 25 | 関心表明書兼資料配布申込書 | 7 | | | | | | | 配布資料の破棄 | 「※参加表明受付期限の日までに配布資料を破棄し、」とあります。当該配布資料の破棄は落札者決定のタイミングでよろしいでしょうか。また落札者に選定された場合は破棄しないでもよいという理解でよろしいでしょうか。 | 提案書提出期限の日が配布資料を破棄する期限とします。様式集(修正版)をご確認ください。また、落札者に選定された場合は改めて配付します。 |
| 26 | 守秘義務の遵守に関する誓約書 | 8 | 第Ⅰ | 様式8 | 4 | | | | 期間 | 「優先交渉権者として選定されなかった場合であっても」とあります。これは優秀提案者と読み替えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。様式集(修正版)をご確認ください。 |
| 27 | 守秘義務の遵守に関する誓約書 | 8 | 第Ⅰ | 様式8 | 6 | | | | 書類の破棄 | 「提出期日までに…」とあります。これは「様式9を提出するまでに」という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。様式集(修正版)をご確認ください。 |
| 28 | 守秘義務の遵守に関する誓約書 | 8 | 第Ⅰ | 様式8 | 7 | | | | 定義 | 「実施方針等の定めるところによる」とあります。これは「入札説明書の定めるところによる」と読み替えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。様式集(修正版)をご確認ください。 |
| 29 | 参加表明書 | — | 第Ⅱ | 様式12 | | | | | 参加表明書 | 枚数制限は1枚となっておりますが、構成員や協力企業の企業数が多い場合は2枚以上になりますかよろしいでしょうか。他の様式についても同様です。 | ご理解のとおりです。 |
| 30 | 参加資格確認申請書 | — | 第Ⅱ | 様式13 | | | | | 必要な書類等 | 印鑑証明書と使用印鑑届が必要とあります。各々は入札参加申請の届出時と同様に、印鑑証明書は代表者印、使用印鑑届は受任者印との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 31 | 汚泥資源化施設での設計・建設又は維持管理・運営等実績 | — | 第Ⅱ | 様式18 | | | | 2 | 維持管理・運營業務の実績 | 項目の維持管理場所とは、住所を記入すればよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 32 | 入札価格内訳書 | 25 | 第Ⅰ | 様式Ⅰ | 2 | | | | 入札価格内訳書 | 「※入札書、入札内訳書と入札価格算定書類の数字が合わない場合は、入札書等の額を優先し…」とあります。数字が合わない場合においても、入札における失格にならないと考えてよろしいでしょうか。また、入札書等は、入札書以外のなにを該当額とされるのでしょうか。 | ご理解のとおりです。入札書等は、入札価格内訳書が該当します。様式集(修正版)をご確認ください。 |
| 33 | サービス対価内訳書 | — | 第Ⅰ | 様式Ⅰ | 4 | 3 | 1 | | 特別目的経費 | 「ただし、一般管理費に特別目的経費を含めて、計上すること。」とあります。大阪市建設局下水道工事(土木)積算基準等の特別目的経費に該当する記載箇所をご教示いただけますでしょうか。 | 特別目的経費に該当する記載はありません。様式集(修正版)をご確認ください。 |
| 34 | 建設期間中維持管理運営費(サービス対価B)総括表 | — | | 様式Ⅰ | 7 | 1 | | | 算出条件 | 様式Ⅰ-7-1(総括表)【記入方法】の青枠算出条件に処理量最低条件として「事業者提案下限」と「算出条件は変更しないでください」と記載があります。令和9年度・令和10年度は施設引渡・運用は事業者提案によるため、記載の数字は変更可能と考えてよろしいでしょうか。 | 算出条件の欄は、変更しないでください。事業者提案数量の欄に、各年度の提案処理量を記載ください。 |
| 35 | 入札書及び入札価格内訳書等 | — | 第Ⅱ | 様式Ⅱ-4-1 | | | | | (2)設計業務費内訳 | 様式Ⅱ-4-2(2)設計業務費内訳の様式番号は「様式Ⅱ-4-1」と記載がありますが、正しくは「様式Ⅰ-4-1」でよろしいでしょうか。 | 様式Ⅰ-4-2となります。様式集(修正版)をご確認ください。 |
| 36 | 要求水準チェックシート | — | 第Ⅱ | 様式Ⅲ-1 | | | | | 提案書参照様式ページ | 要求水準を満たす対象箇所が複数ある場合は、複数の箇所を記述するとの理解でよろしいでしょうか。また、記述する様式は「基礎審査に関する提案書」が対象であり、「性能審査に関する事業提案書」は対象外との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。また、記述する様式は「性能審査に関する事業提案書」も対象とします。 |

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 様式集に関する質問 回答

| No. | タイトル | 当該箇所 | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|------------------------------------|------|-----|--------------|-----|---|----|------------------------------------|--|--|
| | | 頁 | 第 | ● | (○) | ○ | カナ | | | |
| 37 | 施設計画 | — | 第Ⅱ | 様式Ⅲ-3 | 2 | | | 脱水分離液処理方式 | 1・2・3の(2)アとイに関するの評価証明を確認できる根拠資料については、その有効期限内の技術のみが対象になると判断します。過去に評価証明を取得し、その後、評価証明の継続手続きを行わず、有効期限が切れた技術に関しては、過去の資格取得証明書を提示しても有効期限が切れているため、要求要件未達との理解でよろしいでしょうか。また、1・2・3の(2)ウに関しては、実稼働設備により検証された技術を対象とし、机上によるF/Sのみを実施した技術に関しては、要求要件未達との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 38 | 様式Ⅲ 基礎提案に関する事業提案書 施設計画(取合い等) | 10 | Ⅲ-6 | | | | | 施設計画(取合い等) | 提案内容の中に「様式7 施設整備計画 図面集」と記載がありますが、様式7とは様式集4頁8 図面集(V-1からV-8)を指しますでしょうか。その場合、様式番号が異なっておりますので、正しい様式番号をご教示ください。 | ご理解のとおりです。様式集(修正版)をご確認ください。 |
| 39 | 事業実施の基本方針 | — | 第Ⅱ | 様式Ⅳ-1-1 | | | | 添付資料 | 本様式のように「適宜資料を添付可」の記載のない様式は添付資料を認めないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 40 | ユーティリティ【定量2】 | — | 第Ⅱ | 様式Ⅳ-3-2 | | | | ユーティリティ【定量2】 | J18のセルの「ユーティリティ使用料金変動幅」とは、A46の表にある「電力量料金、燃料費」が対象との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 41 | ユーティリティ【定量2】 | — | 第Ⅱ | 様式Ⅳ-3-2 | | | | ユーティリティ【定量2】 | B12セル、B23セルの「その他」には、下水道使用料、汚泥処理や炉に使用する通信費、消耗品も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 42 | ユーティリティ【定量2】 | — | 第Ⅱ | 様式Ⅳ-3-2 | | | | ユーティリティ【定量2】 | ユーティリティの物価変動の場合の処理費変動の影響を評価するとは、何を評価しようとしているのかご教示いただけますでしょうか。 | ユーティリティの物価変動による処理費変動幅の影響を評価します。 |
| 43 | 様式集 | | 第Ⅱ | 様式Ⅲ-2(別添1) | | | | 物価変動によるユーティリティ使用料金変動幅の計算書(定量評価2-①) | 現在の世界情勢に伴い、燃料など各ユーティリティ費(単価)は大幅に上昇をしており、費用積算を行ううえで事業者の有するリスクが非常に高いと考えます。また、将来的な変動を予測した費用積算は困難であると考えます。上記の観点から、応募者の責でない各ユーティリティ費高騰への対応として、貴市にて入札時の単価算出の基準(例:事業契約書(案)別紙3 11頁に示す令和2年度の実績等)を設定頂きたいです。各ユーティリティ使用量による応募者の競争を図る仕組みへの変更をご検討頂けませんでしょうか。 | サービス対価の物価変動に基づく改定について修正しております。事業契約書(案)別紙3(修正版) 第4章サービス対価の改定をご参照ください。 |
| 44 | 物価変動によるユーティリティ使用料金変動幅の計算書(定量評価2-①) | — | 第Ⅱ | 様式Ⅳ-3-2(別添1) | | | | 物価変動によるユーティリティ使用料金変動幅の計算書(定量評価2-①) | 昨今の世界的なエネルギー事情の悪化により、燃料費上昇に伴う各ユーティリティ費用が大幅に高騰しております。実施方針の公表時から応札時の期間においても先例のない価格上昇がみられます。応札時の電気料金等の費用で、今後の建設期間を経たR10年10月から20年間の施設稼働費用を、正確に予測することが困難で実態と大きく乖離する可能性が高いです。今回応札時における各ユーティリティの単価算出の基準(例 別紙3サービス対価第2章3(②)イ(イ)の単価 令和2年度の実績)を設定いただけないでしょうか。また、建設期間後のエネルギー事情を鑑み、施設本格稼働時期の電力単価でランニング費用の見直し等をお願い致します。 | サービス対価の物価変動に基づく改定について修正しております。事業契約書(案)別紙3(修正版) 第4章サービス対価の改定をご参照ください。 |
| 45 | 第Ⅱ、様式Ⅳ-3-2(別添1) | | | | | | | 物価変動によるユーティリティ使用料金の変動幅の計算 | エネルギー価格(電気、ガス)の急騰が激しく、その変動は事業者提案の中で対応不可能(予測困難)と考えます。入札時の提案価格は「事業契約書(案)別紙3 サービス対価 第2章3(2)イ(イ)」に記載されている単価とし、事業開始時における単価への見直しが可能となるよう検討願います。 | サービス対価の物価変動に基づく改定について修正しております。事業契約書(案)別紙3(修正版) 第4章サービス対価の改定をご参照ください。 |
| 46 | 計画的維持管理 | — | 第Ⅱ | 様式Ⅳ-3-4 | | | | — | 「② ユーティリティの調達に関する具体的な提案について」について、ユーティリティとは、様式Ⅳ-3-2(別添1)の項目「電力量料金 水道料金 工水料金 燃料費 薬品費 その他」との理解でよろしいでしょうか。この場合、その他の項目には、下水道使用料、汚泥処理や炉に使用する通信費、消耗品も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 47 | 代表者の氏名 | — | | | | | | 代表者の氏名 | 各様式の「代表者の氏名」を記載する欄には、貴市の入札参加資格審査申請において代表者から委任を受けた受任者を記載するという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |